

乙仲通りプレミアム商品券
募集要項兼利用規約

1 事業目的

物価高騰や原材料調達コスト上昇の影響を受ける乙仲通りの小売店、飲食店等を支援するため、参加店舗で`利用て`きるフ`プレミアム付商品券(以下、商品券)を発行。
本事業は兵庫県と神戸市の補助事業を活用しています。

名称:乙仲通りプレミアム商品券

発行元:乙仲通界限プロジェクト委員会

販売単位:1口 6,000円分を5,000円で販売(プレミアム分1,000円)

1口の内容:1,000円×6枚

利用期間:令和5年9月上旬~令和5年10月31日まで(予定)

販売対象者:全ての方

購入限度:一人6口まで

販売数:限定数に達し次第終了となります。

購入方法:現金のみ

販売場所:フリースピリッツ神戸店にて販売

参加店舗:乙仲通界限プロジェクト委員会に加盟し、当事業に登録された店舗・事業所

注意事項:商品券の右側に切り取り線がありますが、切り離さないように取り扱いにご注意ください。切り取りされたものは使用できません。

参加店舗・事業所:

- ・sixpointer【ファッション】
神戸市中央区海岸通3-2-19-303
- ・喫茶 蛙や木琴【飲食】
神戸市中央区栄町通4丁目2-1丸大山本ビル202
- ・創作鞆槌井【小物・雑貨】
神戸市中央区海岸通4-3-20-103
- ・monami【ファッション】
神戸市中央区栄町通3-1-7-106
- ・Event Space Nagisanbo【その他】
神戸市中央区栄町通5-1-1-203
- ・Crea felice神戸【エステ】
神戸市中央区栄町通り2-2-3天海ビル3F
- ・greenery【飲食】
神戸市中央区海岸通4-5-6
- ・ROUND POINT CAFE【飲食】
神戸市中央区栄町通4-2-7

- ・KANKO RECORD【レコード】
神戸市中央区栄町通2-1-1アール海岸通21
- ・タナゴコロータス神戸店【ファッション】
神戸市中央区栄町通2-1-3 謙昌ビル403
- ・LIMA COFFEE【飲食】
神戸市中央区栄町通3-2-6 1F
- ・JUNK FOOD CAFE SHELBY【飲食】
神戸市中央区栄町通3-1-17 ESGビル2F
- ・KOKOSICA【飲食】
神戸市中央区栄町通3-2-16
- ・clueto【小物・雑貨】
神戸市中央区栄町通3-2-2-101
- ・h_orejon【ファッション】
神戸市中央区海岸通2-4-14 2F
- ・atelier k【小物・雑貨】
神戸市中央区栄町通23
- ・THE COAST【ファッション】
神戸市中央区栄町通2-2-3天海ビル2階
- ・Venerdi store【小物・雑貨】
神戸市中央区栄町通2-2-8-201
- ・Not Too Shabby【小物・雑貨】
神戸市中央区海岸通3-2-19-301
- ・LAUGHTER【ファッション】
神戸市中央区海岸通4-5-2
- ・津の田ミート みなと元町店【飲食】
神戸市中央区海岸通3-2-19
- ・MilleBonheur【ファッション】
神戸市中央区海岸通4-5-2-2階
- ・Nplus【整体】
神戸市中央区栄町通1-1-9 東方ビル506
- ・セブンイレブン神戸栄町通3丁目店【コンビニ】
神戸市中央区海岸通3丁目2-11
- ・DÉMODÉ【小物・雑貨】
神戸市中央区海岸通4-4-5 赤松ビル1F

・フリースピリッツ神戸店【小物・雑貨】
神戸市中央区栄町通1丁目1-5

※参加店舗・事業所は変更される場合があります。使用時にご確認ください。

2 商品券について

- (1)商品券は当事業に参加された店舗でのみ使用できます。
- (2)商品券の第三者への売買や現金との、交換は禁止します。
- (3)商品券と現金との併用は使用する店舗ごとに異なります。使用する店舗にてお尋ねください。
- (4)購入した商品券の払い戻し、返金、再発行、転売、譲渡はできません。
- (5)商品券はお釣りが出ないように使用してください。
- (6)商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。
- (7)商品券の不正使用か、疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。
- (8)商品券の切り取り無効線を切り取りしたものはご利用いただけません。
- (9)商品券で購入した商品の返品・交換はできません。
- (10)利用期間を過ぎた商品は使用できません。

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1)出資や債務の支払い(税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等)、金融商品、土地・家屋、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)などの不動産に関わるもの
- (2)切手、商品券(ヒール券・おこめ券・図書券・店舗独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、官製はかき等の換金性の高いもの
- (3)たは、この事業法第2条第1項第3号に規定する製造たは、この
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要するもの
- (5)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6)各参加店舗・事業所か、あらかじめ対象外と指定するもの
- (7)医療保険や介護保険等の一部負担金(保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む)
- (8)その他委員会か指定するもの

4 参加店舗の要件

・乙仲通界限プロジェクト委員会に加盟している店舗・事業所

5 参加店舗の遵守事項

- (1)店舗で、あることか、明確となるよう、販売ツール(ホスター等)を利用者か、わかりやすい場所に掲示してください。
- (2)切り取り線から切り離しはせず、お控えください。
- (3)商品券で購入した商品の返品はできません。
- (4)利用期間中における物品の販売または役務の提供等の取引に使用された商品券のみ精算します。

6 誓約事項

- (1)物品の販売または役務の提供なく商品券の利用を認めません。

- (2)商品券の利用期間中(令和5年9月上旬~令和5年10月31日(予定))は参加店舗として事業に参加し真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はしません。
- (3)商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (4)商品券の取扱に対して神戸市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (5)店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表(専用 HP・チラシ等に掲載)について同意します。
- (6)登録する店舗は「4 参加店舗の要件」には該当しません。
- (7)商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項兼利用規約に記載されている内容に同意し遵守します。

7 参加店舗申し込みについて

(1)申込方法

登録を希望される店舗は「6 誓約事項」に同意の上、特設サイトより登録の申請を行ってください。

特設サイトURL

<https://docs.google.com/forms/d/1PXU8GPJ6Cefv9H0IW8IcmbnVVKuHtTTbVPoSi0j0yxc>

(2)申し込み期間

令和5年10月31(木)まで

(3)登録・承認

申込みのあった事業者については、発行元の審査を経て、参加店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 発行元が承認を取り消すと判断した場合

8 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券により決済を行った参加店舗は、下記の換金窓口の商品券をお持ちください。

(1)締日

毎月月末(予定)

(2)換金可能日

締め日の翌月5日以降

(3)換金窓口

フリースピリッツ神戸店

〒650-0023 兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目1-5

(4)換金期日

令和5年11月15(木)まで

9 参加店舗の取消等

この「募集要項兼利用規約」に違反する行為が生じられた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消を行う場合があります。また、その違反行為により、損害が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

10 その他留意事項

「募集要項兼利用規約」に記載されていない事項及び「定めのない事項に関しては、発行元が」その都度対応を決定します。なお、参加店舗の情報は商品券のポスターなどに広報します。

発行元の方針等によって、内容が「変更される可能性が」ある旨を予め承願います。

【問い合わせ先】

info@otsunaka-kobe.com

乙仲通界限プロジェクト委員会